# 福山港台風等対策委員会実施要領【台風等対策】

福山港台風等対策委員会規約第8条の規定により、台風、異常に発達した低 気圧(以下「台風等」という。)に関する実施要領を下記のとおり定める。

記

#### 1 委員会

規約第6条に基づく委員会の開催は、以下のとおりとする。

#### (1) 開催の時期

ア 気象庁が発表する台風情報の予想進路により、台風の強風域(風速 1 5 m/s 以上)が福山港に及ぶことが明らかである場合、委員長の判断により委員会を開催する。

イ 異常に発達した低気圧等の事象により、港内の船舶に影響が及ぶと予 想される場合、委員長の判断により委員会を開催する。

### (2) 開催の方法

委員へは電話、FAX、電子メールのいずれかの方法により連絡する。 委員がやむを得ず出席できず、代理者も出席ができない場合は、委員に対して電話等の連絡手段により委員会決議事項に対する意思確認を行う。

### (3) 議事

委員会においては、次に掲げる議事を基本とする。

ア 台風等の情報の確認

(規模、位置、進路予報等)

イ 港内の状況

(港内在泊船舶、入出港予定船舶、危険物荷役の状況、工事作業の状況等)

- ウ 各体制の必要性並びに発令及び解除の時期の検討
- エ その他必要と認める事項

#### (4) 議決事項の処理

委員会及び臨時委員会で議決された事項は、直ちに委員長から委員会及び臨時委員会の意思として、港長に進言するものとする。

## 2 臨時委員会

規約第7条に基づく臨時委員会の開催は、第1項目の委員会の開催に準ずる。

### 3 各警戒体制の発令・解除

委員会で定める各警戒体制の発令・解除の時期は次のとおりとし、発令・解除については、港長から港則法第39条第4項の規定に基づき、福山港内在港船舶に対して発出される。

(1) 各警戒体制の区分

ア 「第1警戒体制」: 気象庁が発表する台風情報の予想進路の中心を進 (荒天準備勧告) 行した場合に、福山港が強風域(風速15m/s 以上) に入ることが予想される場合、或いは台風以外の事 象により、港内の船舶に影響が及ぶと予想される場 合に発令される。

イ 「第2警戒体制」: 気象庁が発表する台風情報の予想進路の中心を進 (避難勧告) 行した場合に、福山港が暴風域(風速25m/s以上) に入ることが予想される場合、或いは台風以外の事 象により、港内の船舶に相当な影響が及ぶと予想さ れる場合に発令される。

### (2) 各警戒体制の発令時期

ア 「第1警戒体制」:福山港が台風の強風域 (15m/s以上) に入る概 ね6時間前まで、或いは台風以外の事象により、福 山港が風速10m/s以上の風が連吹し、今後更に風 が強まると予想される場合

イ 「第2警戒体制」:福山港が台風の暴風域 (25m/s以上)となる概 ね6時間前まで、或いは台風以外の事象により、福 山港が風速15m/s以上の風が連吹し、今後更に風 が強まると予想される場合

※但し、「第1警戒体制」の発令については、台風の規模が中心付近の最大風速(10分間平均)40m/s以上である場合は、強風域に入る24時間までに発令される場合がある。

また、「第2警戒体制」の発令時期については、巨大台風、迷走台風等の場合のように、暴風域となることの予測が困難な場合、或いは異常に発達した低気圧の発生が突如予想される場合は、港長からの諮問に応じて決定される場合がある。

なお、発令が夜間、休日にかかる場合は前倒して発令される場合がある。

### (3) 各警戒体制の解除

気象庁から発表される台風進路予報及び現在位置等の情報により、台風の強風域又は暴風域が福山港から遠ざかり、港内在泊船舶等に影響がなくなったと判断される場合。

或いは、台風以外の事象による港内在泊船舶等への影響がなくなったと判断される場合。

### (4) 海上交通安全法に基づく湾外避難等勧告

瀬戸内海中部海域が最大風速 40m/s 以上の暴風域に入域するおそれがあり、瀬戸内海中部台風等対策協議会により湾外避難等勧告が発令された場合は、湾外避難対象船舶にあっては、「湾外避難等勧告」に基づき対応する。

瀬戸内海中部台風等対策協議会及び湾外避難勧告については別添1のとおり。

なお、海上交通安全法に基づく湾外避難等勧告の解除については、「湾外 避難等勧告解除」に基づき対応する。

# 4 船舶が各警戒体制において執るべき措置 各警戒体制において執るべき措置は、別紙1「台風等来襲時に伴う船舶対 応表」を基本とする。

## 5 連絡体制

別添2「福山港台風等対策委員会連絡表」により、電話、FAX、電子メールのいずれかの方法により連絡するものとする。

# 台風等来襲時に伴う船舶対応表

体制	船 舶 等 が 執 る べ き 措 置									
	・ 漁船及びプレジャーボート:けい留索の補強、陸揚げ固縛等の流出防止策を講じ荒天準備を行うか、又は港外の安全な海域に退去すること。									
	・ フェリー及び旅客船は安全管理規程を遵守するとともに、運航を中止する場合があることを利用者等に周知すること。									
	• 貨物船:けい留索の補強、機関の準備、機関復旧等荒天準備を行うか、又は港外の安全な海域に退去すること。									
	• 危険物積載船:危険物の荷役は状況に応じて中止し、貨物船の措置をとること。									
	・ はしけその他の小型船:風浪、高潮により物件が流出しないように、流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ移動等を行うこと。									
	:係留索の増し取り対策、船体の陸揚げ等の措置をとること。									
第1警戒体制	・ 工事・作業船:工事、作業を中止し、安全な海域へ移動すること。									
(荒天準備勧告)	・ 錨泊船にあっては、走錨海難の防止のため、次の措置をとること。(第2警戒体制も同じ。)									
	国際 VHF(ch16)を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。									
	当直員(船橋当直・無線当直等)の配置及び見張りの励行、錨鎖の適切な伸出量を確保すること。									
	AIS 搭載船舶は、AIS を常時作動させておくとともに、その作動確認を行うこと。									
	※【指導】									
	・ 岸壁管理者、工事・作業現場、造船所は、風浪、高潮により物件が流出しないように、流出のおそれがある物件の固縛、陸揚げ、移動等流出防									
	止措置を施すこと。									
第2警戒体制	・ 福山港に入港しようとしている総り数1,000t以上の船舶及び総り数500t以上の危険物積載船は、入港を見合わせること。									
(避難勧告)	・ 福山港にある総トン数1,000t 以上の船舶及び総トン数500t 以上の危険物積載船は、港外の安全な海域に避難すること。									
	※【注意事項】									
	原則として、出港順序は、準備の整った船舶から順次出港するものとするが、二次災害の危険度等を考慮して、旅客船、危険物積載船舶、水先人									
	を乗船させる大型船舶を優先すること。									

## (参考)発出の流れ

パターン1) 注意喚起 ⇒ 第1警戒体制 ⇒ 第2警戒体制 ⇒ 解除

パターン2) 注意喚起 ⇒ 第1警戒体制 ⇒ 解除

パターン3) 注意喚起のみ

の流れでメールにて周知いたします。なお、第2警戒体制から第1警戒体制への軽減は実施いたしません。

# 福山港台風等対策委員会実施要領【津波対策】

福山港台風等対策委員会規約第9条の規定により、津波対策に関する実施要領を下記のとおり定める。

記

### 1 委員会

津波発生時においては、津波の到達までに時間的余裕が無い場合が予想されることから、気象庁から津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合は、委員会又は臨時委員会の開催を経ずに、直ちに委員長から、委員会の意見として、港長に各体制の発令を進言するものとする。

### 2 各警戒体制の発令・解除

委員会で定める各警戒体制の発令・解除の時期は次のとおりとし、発令・解除については、港長から港則法第39条第4項に基づき、福山港内在港船舶に対して発出される。

(1) 各警戒体制の区分

体制の区分は、

ア「第1警戒体制」(注意喚起)

イ「第2警戒体制」(避難勧告)

とする。

(2) 各警戒体制の発令時期

ア「第1警戒体制」: 気象庁から広島県沿岸又は岡山県沿岸に津波注意報

が発表された場合に発令される。

イ「第2警戒体制」:気象庁から広島県沿岸又は岡山県沿岸に津波警報又

は大津波警報が発表された場合に発令される。

### (3) 各警戒体制の解除

気象庁が広島県沿岸又は岡山県沿岸にかかる津波注意報、津波警報又は大津波警報解除を発表した場合に、当該区域の警戒体制を解除するものとする。

#### 3 船舶が各体制において執るべき措置

各警戒体制において執るべき措置は、別紙2「津波に対する船舶対応表」を基本とする。

なお、各警戒体制等における措置は、予め関係者に周知し、警戒体制の発令時に、 それぞれ適切に対応がなされるようにしておくものとし、停電等により伝達手段を 喪失し、警戒体制の発令が伝達されない場合であっても、気象庁から津波に関する 注意報、各警報及び南海トラフ地震臨時情報が発令された場合は、各警戒体制等が 自動発令されたものとみなし、自主的に関係者が措置をとることができるようにし ておくものとする。

### 4 南海トラフ地震臨時情報に伴う勧告等

(1) 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応

気象庁から南海トラフ地震臨時情報(調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意) が発表された場合には、別紙3「南海トラフ臨時情報に伴う船舶対応表」を基

### 本とする。

なお、別紙3表中の「警戒強化勧告」は港則法第39条第4項に基づき、福山港長から福山港内在港船舶に対して発令される。

## (2) 各臨時情報の解除

南海トラフ地震臨時情報の巨大地震警戒については原則として発表から1週間経過した時点で解除され、巨大地震注意に切り替わる。その後更に1週間経過した時点で巨大地震注意も解除となる。ただし地震の経過によっては長期となる可能性がある。

## 5 連絡体制

別添2「福山港台風等対策委員会連絡表」により、電話、FAX、電子メールのいずれかの方法により連絡するものとする。

# 津波に対する船舶対応表

	予想される津波の高さ		警戒体制の区	津波来襲	 船舶の対応					
津波警報・注 - 意報の分類					大型船、中型船(漁船を含む)			小型船(プレジャーボート、小型漁船等)		
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現	$\triangle$	までの時間的余裕	港内着岸船 一般船 不验性 建铁铁铁		錨泊船	航行船	   港内着岸船	航行船、錨泊船
					(作業船を含む)	危険物積載船舶	(作業船を含む)	加加加加	冷闪相汗加	7711 ] 770 、 亚田 / 口 770
大津波警報 ※大津波警報は特別警報に位置づけられる。	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≦10m) 5m (3m<予想高さ≦5m)	巨大	第2警戒体制 (避難勧告)	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 危険物安全措置 係留避泊又は陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊		着岸後陸上避難又は 港内避泊
				有り	荷役·作業中止 港外退避	荷役·作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避		着岸のうえ陸揚げ固縛 若しくは係留強化の後 陸上避難又は港外退 避
津波警報	3m (1m<予想高さ≦3m)	高い	第2警戒体制 (避難勧告)	無し	荷役·作業中止 係留避泊	荷役·作業中止 危険物安全措置 係留避泊	作業中止 港内避泊	港内避泊		着岸後陸上避難又は 港内避泊
				有り	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役·作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避		着岸のうえ陸揚げ固縛 若しくは係留強化の後 陸上避難又は港外退 避
津波注意報	1m (0. 2m≦予想高さ≦1 m)	(表記しない)	第1警戒体制 (注意喚起)		荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 危険物安全措置 (一般船舶の措置) 係留避泊又は港外退避	作業中止、港内避 泊 (場合によっては港 外退避)	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化又は 係留強化の後陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ固縛若し くは係留強化の後陸上避難 又は港外退避

- ※1 津波来襲までの時間的余裕が有る場合とは、津波が到達する前に、港外退避場所又は陸揚げ固縛場所まで避難する時間的余裕がある場合(なし:それがない場合)
- ※2 大型船:タグボート等の補助船、パイロットを必要とし、単独での出港が困難な船舶をいう。
- ※3 中型船:大型船及び小型船以外の船舶をいう。
- ※4 小型船:プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない。)をいう。
- ※5 陸上避難:船舶での避難は高い危険が伴う場合、可能な限り船舶流出等の措置(係留強化等)を執ったうえで乗組員が陸上へ避難すること。
- ※6 港外退避:沖合いの水深が深く、広い海域に避難すること。(港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊。)
- ※7 港内避泊:港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗すること(小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航。)。
- ※8 係留避泊:係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗すること(陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する。)。
- ※9 陸揚げ固縛:プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないように固縛すること。
- ※10 危険物安全措置: 危険物を積載している船倉の開口部を閉鎖する等、危険物が船外に流出しないようにする措置のこと。
- ※11 錨泊船にあっては、走錨防止のため、次の措置をとること。
  - 国際VHF(ch16)を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。
  - 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
  - AIS搭載船舶は、AISを常時作動させておくとともに、その作動確認を行うこと。

# 南海トラフ地震臨時情報に伴う船舶対応表

発表される臨時情報	発令基準	実施事項	留意事項
		気象庁から「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」が発表されたときに情報収集する。 1 南海トラフ地震臨時情報に留意する。 2 船舶代理店、運航管理者等との連絡体制を確保する。	必要に応じて関係者へ情報提供する。
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震注意)	気象庁から 原本 原本 原本 原本 原本 原本 原本 の の の の の の の の の	1 南海トラフ地震臨時情報を収集する。 2 直ちに港外避難等が実施できる準備を整える。 (情報伝達ルート、避難方法、避難海域等)	1 先発地震に伴う津波警報等による勧告が 継続中の場合は、左記注意喚起は発出しない。 2 先発地震に伴う津波警報等による勧告が 解除された時点で、南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)が継続して発表されている 場合は、左記の注意喚起に切り換える。 3 ゆっくりすべりの場合は、長期間継続される場合がある。
南海トラフ地震 臨時情報 (巨大地震警戒)	気象庁から「南海 トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)」が発表された ときに発令する。 【警戒強化勧告】	1 南海トラフ地震臨時情報を収集する。 2 後発地震の発生に伴う津波警報等が発表された場合、直ちに港外避難等が実施できる準備を整える。(情報伝達ルート、出港支援体制、避難海域等) 3 岸壁管理者、荷役企業等の対応を確認する。 4 避難に必要な支援体制が受けられない、岸壁が使用できない等がある場合は、事前に安全な海域へ避難することを検討する。	1 先発地震に伴う津波警報等による勧告が 継続中の場合は、左記の勧告は発出しない。 2 先発地震に伴う津波警報等による勧告が 解除された時点で、南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)が継続して発表されている 場合は、左記の勧告に切り換える。
南海トラフ地震 臨時情報 (解除)	原則として発表から1週間経過した 時点で自動的に解 除される。(「巨大 地震注意」は更に 1週間)	<ul><li>▶ 警戒強化勧告を発出している場合は、関係者に対して 同勧告解除を発出</li><li>▶ 注意喚起を発出している場合は、必要に応じて関係者 に情報提供</li></ul>	引き続き発表される情報に留意する。

- 注)1 VHF 搭載船は、国際 VHF16ch を聴取すること。
  - 2 AIS 搭載船は、常時 AIS を作動させ、適正な入力を行うこと。
  - 3 避難措置等については、気象庁が発表する福山港への津波到達時刻(到達までの時間)、津波の規模、日没時間等を考慮し、津波到達予想時間までに避難措置等を完了させることを基本に行動をすること。また、小型船、漁船、プレジャーボートは、乗員の安全を確保することを基本に行動すること。
  - 4 南海トラフ等巨大地震発生時においては、原則、中大型船においては、備後灘海域、小型船については、福山市走島南方海域に向け避難すること。